

法律第十八号（令八・五・七）

◎株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項及び第三項中「令和十八年三月三十一日」を「令和二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（総務・内閣総理大臣署名）